

あなたの **火災保険** 見直しませんか？

～**風災害補償**をチェックしましょう！～

大型台風やゲリラ豪雨の被害は年々多くなってきており、火災保険での関心も高まってきました。今回は、台風等による風災害の補償範囲を解説します。



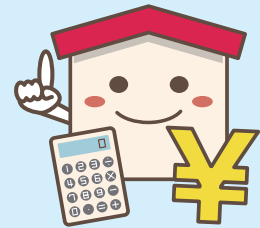
保険金支払い時における二つの方式

① 20万円フランチャイズ方式

旧来の火災保険ではこの契約が一般的。
損害額が20万円を超えないと補償されません。

② 免責方式

近年、フランチャイズ方式に変わり一般的になっている契約形態。
保険会社によって異なりますが、
「0円」「5千円」「3万円」「5万円」等から、
自分で金額を選択できます。



例えば…

損害額が15万円の場合

① フランチャイズ方式の場合 ▶ **0円** (支払保険金)

② 免責方式 (免責金額を5千円に設定した場合) ▶ $15万円 - 5千円 = 14万5千円$
(支払保険金)

例えば…

損害額が21万円の場合

① フランチャイズ方式の場合 ▶ **21万円** (支払保険金)

② 免責方式 (免責金額を5千円に設定した場合) ▶ $21万円 - 5千円 = 20万5千円$
(支払保険金)



火災保険証券を見て、補償範囲に風災が入っているかどうか、
また「**フランチャイズ方式**」「**免責方式**」どちらになっているかご確認ください。
お勧めは「免責方式」です！ ご不明な場合、一緒に確認いたします。

保険証券

(有)クローバー総合保険事務所

心からありがとうと感謝された時が、私たちが働く最大の喜びです。

〒514-0103 三重県津市栗真中山町138-2

☎ **059-232-3498**

✉ info@clover4968.com

ご相談は
お気軽に…

http://www.clover4968.net

